

### 障がい者(児)への補助制度をご活用ください

～現在実施している障がい者(児)を支援するための各種制度などをご紹介します～

☎ 福祉事務所自立支援係 ☎ 72-1123 (内線 502、503、504)

#### 身体障害者タクシー 利用料金等助成

身体に重度の障がいがある方の日常生活の利便を図るため、タクシー料金の一部を助成します。

●**内容**=利用券1枚につき、タクシーなどの小型車利用料金(上限560円)を助成します。ただし利用券の使用は1回乗車につき1枚です。

●**交付枚数**=1人につき年度あたり24枚を交付

※上半期(4月～9月分)を期間内に12枚、下半期(10月～翌年3月分)を期間内に12枚交付

●**対象者**=身体障害者手帳1、2級所持者1級…視覚、聴覚、肢体、体幹、内部障害のもの

2級…下肢、体幹機能障害のもの  
※詳細についてはお問い合わせください。

#### 串間温泉いこいの里利用助成

障害者手帳所持者に対し、串間温泉いこいの里を利用する際に使用できる利用者カードを交付します。

●**対象者**=身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

●**助成額**=1人1回につき250円を助成。ただし、1人につき年24回を限度

#### 身体障害者自動車運転免許取得・改造助成事業

身体障がい者に対して自動車運転免許の取得および自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

●**内容**  
・**自動車運転免許取得**

自動車運転免許取得に直接要した費用の3分の2以内を助成します(上限額は10万円)。

・**自動車改造**  
自動車の改造に直接要した費用を助成します(上限額は10万円)。

●**対象者**=次のいずれかに該当する者(自動車運転免許取得)

(1) 身体障害者手帳1級から3級までの等級に該当する者

(2) 身体障害者手帳4級以下の者で、道路交通法第91条の規定によ

て定められている者  
(3) (1)(2)に該当する施設入所者で当該施設長の許可を受け、かつ、自動車運転免許取得が必要であると判断された者

#### (自動車改造)

(1) 身体障害者手帳1級から4級までの等級に該当する者

(2) 自動車運転免許を取得しており、道路交通法第91条の規定によって規定された者

(3) その者が属する世帯が特別障害者手当てで用いる所得制限の限度額を超えない世帯である者

※詳細についてはお問い合わせください。

#### 児童発達支援等利用者負担額助成

児童発達支援等利用者負担額の無償化は、国の制度では、満3歳になって初めての4月1日から3年間が無償化の対象となっていますが、串間市においては、児童発達支援などを利用する子どもにおいて、満3歳からの利用者負担額を無償化の対象とします。

●**対象サービス**=児童発達支援・保育所等訪問支援

●**対象児**=串間市に住所を有し、串間市の発行する障害児通所支援受給者証の交付を受けた満3歳を迎える児童

※詳細についてはお問い合わせください。

#### 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入費用などの一部を助成します。

●**対象経費**=補聴器の購入、修理費

●**助成額**=原則として基準額の3分の2  
※助成対象条件などの詳細についてはお問い合わせください。

#### 障がい者(児)福祉サービス(自立支援給付)

障がい者(児)の日常生活を支えるさまざまなサービスを利用できます。

●**居宅介護(ホームヘルプ)**、短期入所(ショートステイ)、生活介護、就労継続支援、共同生活援助(グループホーム)、施設入所支援など

●**放課後等デイサービス**、児童発達支援、保育所等訪問支援など

●**補装具**、日常生活用具、自立支援医療、(新)高額障害福祉サービス等給付費など  
※詳細についてはお問い合わせください。

#### 特別児童扶養手当

身体、知的、精神のいずれかに中等度以上の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母、または養育者に支

給されます。障がいの程度は原則として医師の診断書により判定されますが、障害者手帳の障がい部位・程度により診断書の提出が省略できる場合があります。

●**支給要件**=対象児童が一定の障がい状態にあること(診断書などにより県が認定します)。対象児童が20歳未満であること。児童が施設などに入所していないこと。支給を受けようとする父母、養育者の前年所得が基準額以内であることなどがあります。

●**手当額**

1級(重度)月額5万3,700円  
2級(中等度)月額3万5,760円

※手当額は毎年改定されます。申請に関する詳細についてはお問い合わせください。

#### 特別障害者手当

在宅の身体、知的、精神に著しく障がいのある方に対し、一定の手当を支給します。

●**支給対象者**=20歳以上であって、著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の障がい者。

●**手当額**=月額2万7,980円

※手当額は毎年改定されます。申請に関する詳細についてはお問い合わせください。

#### 障害児福祉手当

●**支給要件**=20歳未満であって、重度の障

がいの状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする在宅の障がい児。

●**手当額**=月額1万5,220円

※手当額は毎年改定されます。申請に関する詳細についてはお問い合わせください。

#### 宮崎県おもいやり駐車場制度

障がいのある方や高齢の方、妊産婦など歩行が困難と認められる方に対して、「おもいやり駐車場利用証」を交付しています。この利用証を利用し、提携した商業施設、病院、銀行、官公庁など公共的施設で優先して駐車することができます。※手帳の等級や介護保険の要介護度などの交付基準がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

#### ヘルプマーク・ヘルプカードの交付

内部障がいや難病の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方に対して、ヘルプマーク、ヘルプカードを交付します。

※ヘルプマークの申請には、原則として各種障がい者手帳や、難病を証明する書類などがが必要です。詳細についてはお問い合わせください。



### 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和5年12月13日より施行されました。

### 空き家は放置せず、「仕舞う」「活かす」で住みよい街に。

除却 活用

特定空家に加えて管理不全空家も指導・勧告の対象となりました。

|                                   |                          |
|-----------------------------------|--------------------------|
| 管理不全空家<br>窓や壁が破損しているなど、管理が不十分な状態。 | 特定空家<br>そのまま放置する恐れがある状態。 |
|-----------------------------------|--------------------------|

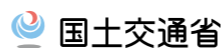
市区町村からの指導に従わず、勧告を受けてしまうと固定資産税の軽減措置が受けられなくなります。

固定資産税等の軽減措置の対象外

空き家の対処に困ったら、早めに空き家のある市区町村の窓口、または不動産・相続などの専門家へ相談を。

空き家対策に関する情報はホームページをご覧ください。

🔍 空き家対策 国土交通省



**国民年金保険料がスマートフォンアプリで納付できます！**  
国民年金保険料について、現金、口座振替などによる納付に加え、新たにスマートフォンアプリを使用した電子決済での納付が利用できます。  
対象決済アプリなど、詳しくはお問い合わせください。

**国民年金保険料の納付は前納や口座振替の利用でお得になります！**  
毎月の国民年金保険料は、送付された納付書により、該当月の翌月末までに金融機関またはコンビニエンスストアで納められます。  
納付書で月々納付するほかに、まとめて前納することにより割引があります。また、口座振替の利用で、さらにお得になります。通常の口座振替の振替日は翌月末日です。  
●**申し出により当月末日振替早割にする**と、1カ月あたり50円の割引になります。  
●**このほか、前納には①2年前納、②1年前納、③6カ月前納があります。**  
※口座振替による前納の申し込みは令和6年2月末日までですが、現金(納付書)での納付は4月末日まで可能です。詳しくはお問い合わせください。

### 年金トピックス

問い合わせ先 市民生活課市民係 ☎72-1117 (内線225・226) / 都城年金事務所 ☎0986-23-2571